

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福生市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

福生市長

## 公表日

令和6年6月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>本事務は、予防接種法に基づき、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、予防接種の勧奨、記録及びその管理、予防接種健康被害があった場合の給付と支給、届出・請求の受理等を行うもの、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種を実施するもの、又は新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種を実施するものである。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務においては、ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行い、予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。また、予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務において取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種法による予防接種の実施、給付の支給、もしくは実費の徴収に関する事務</li> <li>・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の実施に関する事務</li> <li>・予防接種の健康被害救済制度に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報</li> </ul>
③システムの名称	健康情報システム、団体内統合宛名システム、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表の14及び126の項並びに別表省令第10条及び第67条の2</li> <li>・番号法第19条第6号及び第16号</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「命令」という。)第2条の表(以下「第2条の表」という。)</p> <p>○第2条の表の25の項、命令第27条   ○第2条の表の26の項、命令第28条            ○第2条の表の27の項、命令第29条   ○第2条の表の28の項、命令第30条            ○第2条の表の29の項、命令第31条   ○第2条の表の153の項、命令第155条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福生市役所 福祉保健部健康課 電話042-551-1511(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福生市役所 福祉保健部健康課 電話042-551-1511(代表)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ○ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ○ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ○ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	公表日	平成27年3月31日	平成27年12月25日	事後	形式的な変更のため、重要な変更には該当しない。
平成27年12月25日	I 関連情報 5. ②所属長	前課長名	現課長名	事後	形式的な変更のため、重要な変更には該当しない。
平成27年12月25日	II しきい値判断項目 時点	平成27年2月28日時点	平成27年12月1日時点	事後	形式的な変更のため、重要な変更には該当しない。
平成28年12月1日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二の17項、18項、19項及び別表第二省令第13条	番号法第19条第7項 別表第二の16項の2、17項、18項、19項及び別表第二省令第12条の3、第13条、第13条の2	事後	形式的な変更のため、重要な変更には該当しない。
令和1年6月24日	IV リスク対策	該当なし	様式改正に伴い記載	事前	
令和3年3月1日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	本事務は、予防接種法に基づき、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、予防接種の勧奨、記録及びその管理、予防接種健康被害があった場合の給付と支給、届出・請求の受理等を行うものである。特定個人情報ファイルは、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務において使用する。	本事務は、予防接種法に基づき、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、予防接種の勧奨、記録及びその管理、予防接種健康被害があった場合の給付と支給、届出・請求の受理等を行うほか、新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、予防接種を実施するものである。特定個人情報ファイルは、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務のほか、新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務において使用する。	事前	
令和3年3月1日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の10の項及び別表第一省令第10条	番号法第9条第1項、別表第一の10の項及び別表第一省令第10条並びに別表第一の93の2の項及び別表第一省令第67条の2	事前	
令和3年3月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二の16項の2、17項、18項、19項及び別表第二省令第12条の3、第13条、第13条の2	番号法第19条第7項 別表第二の16項の2、17項、18項、19項及び別表第二省令第12条の3、第13条、第13条の2並びに別表第二の115の2の項及び別表第二省令第59条の2	事前	
令和3年3月1日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康情報システム、団体内統合宛名システム	健康情報システム、団体内統合宛名システム、ワクチン接種記録システム	事前	
令和3年6月1日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	本事務は、予防接種法に基づき、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、予防接種の勧奨、記録及びその管理、予防接種健康被害があった場合の給付と支給、届出・請求の受理等を行うほか、新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、予防接種を実施するものである。特定個人情報ファイルは、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務のほか、新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務において使用する。	本事務は、予防接種法に基づき、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、予防接種の勧奨、記録及びその管理、予防接種健康被害があった場合の給付と支給、届出・請求の受理等を行うもの、新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、予防接種を実施するもの、又は新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種を実施するものである。特定個人情報ファイルは、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給若しくは実費の徴収に関する事務、新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務又は新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の実施に関する事務において使用する。	事前	
令和3年6月1日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康情報システム、団体内統合宛名システム、ワクチン接種記録システム	健康情報システム、団体内統合宛名システム、ワクチン接種記録システム(VRS)	事前	
令和3年6月1日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の10の項及び別表第一省令第10条並びに別表第一の93の2の項及び別表第一省令第67条の2	番号法第9条第1項、別表第一の10の項及び別表第一省令第10条並びに別表第一の93の2の項及び別表第一省令第67条の2並びに番号法第19条第5号及び第15号	事前	
令和3年6月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二の16項の2、17項、18項、19項及び別表第二省令第12条の3、第13条、第13条の2並びに別表第二の115の2の項及び別表第二省令第59条の2	番号法第19条第7項 別表第二の16の2項、16の3項、17項、18項、19項及び別表第二省令第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第13条の2並びに別表第二の115の2の項及び別表第二省令第59条の2	事前	
令和3年6月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項	番号法第19条第8号	事前	
令和3年7月26日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	本事務は、予防接種法に基づき、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、予防接種の勧奨、記録及びその管理、予防接種健康被害があった場合の給付と支給、届出・請求の受理等を行うもの、新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、予防接種を実施するもの、又は新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種を実施するものである。特定個人情報ファイルは、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給若しくは実費の徴収に関する事務、新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務又は新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の実施に関する事務において使用する。	本事務は、予防接種法に基づき、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、予防接種の勧奨、記録及びその管理、予防接種健康被害があった場合の給付と支給、届出・請求の受理等を行うもの、新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、予防接種を実施するもの、又は新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種を実施するものである。また、予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。特定個人情報ファイルは、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給若しくは実費の徴収に関する事務、新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務又は新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の実施に関する事務において使用する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月28日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	本事務は、予防接種法に基づき、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、予防接種の勧奨、記録及びその管理、予防接種健康被害があった場合の給付と支給、届出・請求の受理等を行うもの、新型コロナウイルス感染症対策特別措置法に基づき、予防接種を実施するもの、又は新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種を実施するものである。また、予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 特定個人情報ファイルは、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給若しくは実費の徴収に関する事務、新型コロナウイルス感染症対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務又は新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の実施に関する事務において使用する。	本事務は、予防接種法に基づき、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、予防接種の勧奨、記録及びその管理、予防接種健康被害があった場合の給付と支給、届出・請求の受理等を行うもの、新型コロナウイルス感染症対策特別措置法に基づき、予防接種を実施するもの、又は新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種を実施するものである。新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務においては、ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行い、予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。また、予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 特定個人情報ファイルは、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給若しくは実費の徴収に関する事務、新型コロナウイルス感染症対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務又は新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の実施に関する事務において使用する。	事前	
令和3年12月28日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の10の項及び別表第一省令第10条並びに別表第一の93の2の項及び別表第一省令第67条の2並びに番号法第19条第5号及び第15号	番号法第9条第1項、別表第一の10の項及び別表第一省令第10条並びに別表第一の93の2の項及び別表第一省令第67条の2並びに番号法第19条第6号及び第16号	事前	
令和5年7月3日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	特定個人情報ファイルは、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給若しくは実費の徴収に関する事務、新型コロナウイルス感染症対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務又は新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の実施に関する事務において使用する。	特定個人情報ファイルは、次の事務において取り扱う。 ・予防接種法による予防接種の実施、給付の支給、もしくは実費の徴収に関する事務 ・新型コロナウイルス感染症対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の実施に関する事務 ・予防接種の健康被害救済制度に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報	事後	
令和5年7月3日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	及び別表第二省令第59条の2	削除	事後	
令和5年7月3日	5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	福祉保健部参事兼健康課長事務取扱	健康課長	事後	
令和6年6月28日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の10の項及び別表第一省令第10条並びに別表第一の93の2の項及び別表第一省令第67条の2並びに番号法第19条第6号及び第16号	番号法第9条第1項 別表の14及び126の項並びに別表省令第10条及び第67条の2 番号法第19条第6号及び第16号	事後	
令和6年6月28日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の16の2項、16の3項、17項、18項、19項及び別表第二省令第12条の2、第12条の2の2、第12条の3、第13条、第13条の2並びに別表第二の115の2項	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令(以下「命令」という。) 第2条の表(以下「第2条の表」という。) ○第2条の表の25の項、命令第27条 ○第2条の表の26の項、命令第28条 ○第2条の表の27の項、命令第29条 ○第2条の表の28の項、命令第30条 ○第2条の表の29の項、命令第31条 ○第2条の表の153の項、命令第155条	事後	
令和6年6月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いくつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和6年6月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いくつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	